総務委員会

総務調査室

所管事項の動向

１　地方行政

(1) 令和６年の地方自治法改正

ア　背景

新型コロナウイルス感染症への対応においては、国と地方及び地方公共団体相互間で、①医療提供体制の確立や休業要請の在り方等をめぐり、意見の相違や連携不足が顕在化したこと、②複数のシステムが併存・急造されることで、各所に混乱や作業負担が生じたこと等、国と地方の関係やデジタル技術の活用等に関する様々な課題が指摘された。

このようなことを背景として、令和４年１月、第33次地方制度調査会が発足し、岸田内閣総理大臣（当時）から「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。」との諮問が行われた。

イ　第33次地方制度調査会の答申（令和５年12月）

同調査会は、非平時における国と地方及び地方公共団体相互間の役割分担、地方公共団体相互間の連携・協力の在り方、地方行政のデジタル化等についての議論を進め、令和５年12月、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」を取りまとめ、岸田内閣総理大臣に答申した。

答申では、今般の感染症危機による社会の急激な変化やこれに伴う対応は、我が国がこれまで十分対応できていなかった課題を顕在化させたとし、デジタル技術を十分に活用できなかったことや、従来の法制においては想定されていなかった事態が相次いだことなどを、基本的な認識として整理した。その上で、今後の地方行政の在り方に関し、①デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応、②地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私の連携の深化、③大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応が必要であるとし、それぞれの課題について具体的な対応策を提言した。このうち、③については、個別法の規定では想定されていない事態が生じた場合、国民の生命等の保護のため、国が地方公共団体に対し、閣議決定を経て、必要な指示（国の補充的な指示）を行うことができるようにすべきとされ、当該指示を行う際の要件・手続も示された。

ウ　地方自治法の改正

同答申を踏まえ、政府は、令和６年３月、①公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備、②地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度（指定地域共同活動団体制度）の創設、③国民の安全に重大な影響を及ぼす事

態における国と地方公共団体との関係等の特例（生命等の保護の措置に関する指示（国の補充的な指示）等）の創設等を内容とする地方自治法改正案を第213回国会（常会）に提出した。

同改正案の審査では、国の補充的な指示権の創設に関して、①立法事実がない、②地方分権に逆行する、③国と地方の事前協議・調整が義務付けられていない、④国会の関与がないなどの点が指摘されたが、各大臣が指示を行った場合に、国会に報告する規定を設ける修正を経て、同年６月に地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第65号）が成立した。

なお、衆・参両院の総務委員会は、同法に対しそれぞれ附帯決議を付し、国の補充的な指示について、「事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと」や、「目的を達成するために必要最小限のものとする」ことなどを政府に求めた。

同法の成立を受けて、全国知事会の村井会長（宮城県知事）は、同年６月、「附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすることを強く求める」旨のコメントを発表している。

同法は、一部の規定を除き、令和６年９月26日に施行されたが、これに先立ち、総務省は、同年８月、各府省及び地方公共団体に対し、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例」の運用等の考え方や留意が必要な事項について周知を行った。

(2) 地方公共団体情報システムの標準化

地方公共団体では、業務において様々な情報システムが活用されているが、そのほとんどは各団体が個別に維持管理や改修などを行っているため、人的・財政的な負担となっている。加えて、今般の感染症対応において、国・地方のシステムが異なるため、横断的なデータの活用が十分にできないなどの課題が表面化した。こうした状況を踏まえ、令和３年５月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和３年法律第40号）が成立し、標準化対象事務[1]を処理する地方公共団体の情報システムについて、国が定める標準化基準に適合した標準準拠システムの利用が義務付けられることとなった。

ア　標準準拠システムへの移行期限

政府は、令和４年10月、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を閣議決定し、令和７年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すとした。しかし、同年度の政府調査では、令和７年度までの移行が極めて困難なシステムがあることが明らかとなった。そのため、政府は、令和５年９月に同基本方針を改定し、令和７年度末の移行期限を堅持しつつも、移行が極めて困難なシステム[2]については、デジタル庁と総務省が対処方法を精査した上で、所要の移行完了期限を設定することとした。

---

[1] 政令（令和４年政令第１号）により、住民基本台帳、税務関係、社会保障関係などの20事務が対象とされた。

[2] ①現行システムがメインフレーム（大型汎用コンピュータ）であり、標準準拠システムへの移行に時間を要する場合や、②現行システムを構築・運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたものの代替事業者が見つからない場合などが想定されている。

デジタル庁の調査結果では、1,788団体・34,592システムのうち、171団体（9.6%）・702システム（２%）が移行困難システムに該当する見込みとされており[3]、地方からは、安全かつ確実な移行のため、適切な移行期限の設定が求められている。

イ　標準準拠システムへの移行経費

移行経費については、地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）に造成した基金（設置期限：令和７年度末）を活用して国が補助（10/10）しているが、地方六団体からは、大幅な補助上限額の超過が相当数見込まれるとして、予算の大幅な拡充や補助上限額の見直しなどが要望されていた[4]。このため、総務省は、同基金の拡充として、令和５年度補正予算で5,163億円を追加計上し、総額6,988億円を確保した上で、地方公共団体に対し、要望に応えられる額を計上できたとのメッセージを送付した[5]。しかし、その後も、地方六団体からは、補助上限額が必要額に達していない団体もあるなどとして、①必要額の全額国庫補助による確実な措置、②影響を受ける全システムの改修費等への財政的支援、③移行困難システムに係る令和８年度以降の移行経費への財政支援などが要望されている[6]。このうち、③の実現のためには、地方公共団体情報システム機構法を改正し、基金の設置期限を延長する必要があると考えられる。

(3) 地方公務員制度

ア　会計年度任用職員

平成29年、一般職非常勤職員の新しい制度として「会計年度任用職員」が創設された。

当初、会計年度任用職員については勤勉手当を支給しないこととされていたが[7]、国では対象となる全ての非常勤職員に勤勉手当が支給される状況となったことに加え、地方公共団体からは、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との給与の均衡を図る観点から「会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立」が求められていた[8]ことを踏まえ、パートタイムの会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給を可能とする内容を含む「地方自治法の一部を改正する法律」（令和５年法律第 19 号）が成立し、令和６年４月より施行された[9]。

---

[3] デジタル庁「移行困難システムの把握に関する調査における調査結果の概要（令和５年10月調査時点）」

[4] 地方六団体「骨太方針の策定等について」（令和５年５月 31 日）

[5] 総務大臣メッセージ「令和５年度補正予算（第１号）に係るデジタル基盤改革支援基金の追加計上等について」（令和５年12月12日）

[6] 地方六団体「『骨太方針』の策定等について」（令和６年５月 29 日）

[7] 地方自治法上、フルタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給は可能であったが、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第２版）」（平成 30 年 10 月）において支給しないことが基本とされる一方、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、同法上、支給できないこととされていた。

[8] 令和４年地方分権改革に関する提案募集における徳島県等からの提案。

[9] フルタイムの会計年度任用職員に対しては、改正法の施行（令和６年４月）にあわせて勤勉手当の支給が可能となるようマニュアルが改訂されている（地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（通知）（令和５年６月９日））。

なお、令和５年４月１日現在における会計年度任用職員は約66.2万人[10]（令和２年度調査比約4.0万人増）となっている。

イ　地方公務員の定年延長

(ｱ) 定年延長に係る地方公務員法改正法の施行

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、国家公務員について、定年を段階的に引き上げるとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入する「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第61号）が、令和５年４月１日に施行された。

地方公務員においても、国家公務員と同様に役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入するための「地方公務員法の一部を改正する法律」（令和３年法律第63号）が同日に施行された。

これに伴い、総務省は、各地方公共団体に対し、地方公務員の定年については国家公務員の定年を基準として、また、給与については国家公務員の給与の取扱いを考慮して、条例を定める必要があること等を示した[11]。

国家公務員の定年の段階的引上げ

	～令和４年度	令和５年度 ～６年度	令和７年度 ～８年度	令和９年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(ｲ) 60歳超の職員の給与に係る検討状況

地方公務員の給与は、国家公務員の給与の取扱いを考慮して定められることとされている。

国家公務員については、当分の間、60歳超の職員の給与水準を７割とする措置を講ずることとされていることから、60歳前後で連続的な給与水準となるよう、政府は、人事院の検討状況を踏まえ、定年の段階的引上げが完成するまでに、所要の措置を講ずることとされている[12]。令和５年８月の人事院勧告においては、65歳までの定年引上げを見据えた、60歳前・60歳超の職員の給与水準（給与カーブ）について、職員の役割・貢献に応じた処遇の確保の観点から、人事管理に係る他の制度と一体で検討を行っていくこととされた[13]。

ウ　社会の変革に対応した地方公務員制度の在り方

地方公務員制度を取り巻く環境は、転職者の増加をはじめ労働市場が流動化し、人材確保に苦労するなど大きな変革の中にあることから[14]、制度の在り方について総合的な検討

---

[10] フルタイムの会計年度任用職員は約7.4万人、パートタイムの会計年度任用職員は約58.8万人（総務省「令和５年度会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（任用件数等）」）。

[11] 「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について（通知）」（令和３年８月31日）等

[12] 「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第61号）附則第16条第２項

[13] なお、同勧告においては、「今後の公務員給与の在り方に関する有識者との意見交換」（令和５年２月から６月に実施）から得られた、高齢期までを見据えた給与カーブ等の在り方についての考え方が示された。

[14] 「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」（第１回）（令和５年10月17日）議事概要

を行うため総務省において、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」が開催され、令和５年10月から議論が進められている[15]。

また、同検討会の下で開催された給与分科会は、令和６年４月、地域手当の見直し等、地方公務員の給与の在り方について「中間論点整理」を取りまとめた。その後、地方公共団体へのヒアリングを行うなど検討を重ね、同年９月には、地方公務員を取り巻く環境や令和６年人事院勧告・報告の内容を踏まえた「給与分科会の取りまとめに向けた基本的方向性」を整理した。

２　地方財政

(1) 補正予算によって地方交付税が増加した場合の取扱い

毎年度分として交付すべき地方交付税の総額は、当該年度における国税５税（所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税）の収入見込額の法定率分に、前年度以前の未交付額を加算し、超過交付額を減額した額とされている（地方交付税法[16]第６条第２項）。

このため、補正予算が編成され、国税５税の予算額（収入見込額）が増額補正された場合には、当該年度の地方交付税の総額は、その法定率分だけ増加することとなる。また、前年度の国税５税決算額が予算額を上回った場合には、その上回る額の法定率分[17]は、補正予算に計上されることによって当該年度の地方交付税の総額に加算されることとなる。

補正予算によって増加した地方交付税の取扱いについては、地方交付税法上、当該年度において、①普通交付税の調整額の復活[18]（調整戻し）に要する額を交付した上で、②残額を特別交付税として交付することとされている（同法第６条の３第１項）。しかし、通常は、①の措置など、当該年度に必要な財源を確保した上で、残額を翌年度の地方交付税の財源として活用するため繰り越すことが基本となっている[19]。

政府が、令和６年度中に補正予算を提出し、同補正予算によって地方交付税が増加する場合には、その取扱いを定めるため、地方交付税法等改正案などの所要の法律案が提出されると見込まれる。

(2) 令和７年度の地方財政への対応等

総務省は、令和６年８月30日、令和７年度地方財政収支の仮試算を公表するとともに、

---

15 国家公務員では、人事管理の在り方について横断的な議論を行うため人事院において、「人事行政諮問会議」が開催されており、令和６年秋の提言に向け議論が進められている。なお、令和６年５月９日には、「中間報告」が取りまとめられたところである。

16 昭和 25 年法律第 211 号

17 令和５年度一般会計決算では、補正後予算額に比べ、地方交付税の法定率分が6,678億円（地方法人税分を除く。）増加する見通しとなっている。

18 普通交付税の交付に当たっては、各地方団体に交付すべき普通交付税（＝基準財政需要額－基準財政収入額）の合計額が普通交付税の総額（地方交付税総額の94％）を超過する場合には、当該超過する額（調整額）を減額して各地方団体に交付される。一方で、補正予算によって地方交付税が増加した場合には、これを活用して、当該年度中に調整額分が追加交付される。これを「調整額の復活」又は「調整戻し」という。

19 令和５年度補正予算（令和５年11月成立）では、地方交付税が1.2兆円増加したため、地方交付税法等の改正によって、普通交付税及び特別交付税の増額交付（0.6兆円）、翌年度への繰越し（0.5兆円）などが行われた。

令和７年度地方交付税の概算要求を行った。

このうち、地方財政収支の仮試算は、概算要求時点における地方財政計画の収支見込みを示したもので、令和６年度地方財政計画と比べ、歳出は、①人事院勧告（令和６年８月８日）等を反映し、給与関係経費が0.6兆円の増となったこと、②社会保障関係費（こども・子育て政策に要する経費等）の増や人事院勧告を踏まえた会計年度任用職員の報酬等の増などによって一般行政経費が1.6兆円の増となったことなどにより、全体として2.3兆円の増となっている。

歳入では、税収が引き続き好調と見込まれており、地方税等が1.6兆円の増、地方交付税も国税５税の増収に伴う法定率分の増等によって0.3兆円の増となっている。

地方一般財源総額[20]は、1.3兆円増の67.0兆円と見込まれており、水準超経費[21]を除く交付団体ベースでは、1.2兆円増の63.9兆円となっている（水準超経費は0.1兆円増）。

仮試算の結果では、給与関係経費や一般行政経費の増により、財源不足が0.1兆円の増となり、臨時財政対策債（赤字地方債）は0.3兆円増の0.8兆円となっている。

なお、総務省は、引き続き巨額の財源不足（1.9兆円）が生じることが見込まれるとして、地方交付税の概算要求において、交付税率の引上げを事項要求している。

今後、令和７年度地方財政対策に向けて、令和６年度が期限となる地域デジタル社会推進費のマイナンバーカード利活用特別分や緊急浚渫事業費の取扱いが課題となるほか、仮試算で計上されていない、教職調整額の引上げに伴う経費[22]について、地方負担額とこれに要する安定的な地方財源の確保等が議論される可能性がある。

３　地方税

(1) 令和６年度与党税制改正大綱における検討事項

第213回国会において、子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化する関連法[23]が成立し、令和６年10月から児童手当の拡充[24]を含む施策が講じられる。児童手当の拡充に際しては、こども未来戦略方針（令和５年６月13日閣議決定）において、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係を整理するとされており、令和６年度税制改正の大綱（令和５年12月22日閣議決定）においては、扶養控除等の見直しに関し、令和７年度税制改正において、結論を得ることとされた。

また、令和６年度与党税制改正大綱（令和５年12月14日 自由民主党、公明党）においては、扶養控除等の見直しのほかにも検討事項等として、税源の偏在性が小さく税収が安定

---

[20] 地方一般財源とは、使途が特定されず、地方の自主的な判断で使用できる財源をいい、地方税、地方交付税などがある。地方六団体等は、例年、地方一般財源総額の確保・充実を強く求めている。

[21] 普通交付税の交付を受けない地方団体（不交付団体）の財源超過額に相当する額である。

[22] 文部科学省は、令和７年度予算の概算要求において、教師の処遇改善として、残業代の代わりに基本給の４％が一律支払われる「教職調整額」の支給割合を13％に引き上げることを要求している。なお、教職調整額は、３分の１を国、３分の２を地方が負担する仕組みとなっているが、退職手当や公立高校等分は全額地方負担となっており、総務省の試算（令和６年７月）によれば、教職調整額を４％から10％に引き上げた場合の影響額は、国が720億円程度の増、地方が3,000億円程度の増とされている。

[23] 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号）

[24] 所得制限の撤廃、支給期間の高校生年代までの延長等

的な地方税体系の構築、新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の在り方、地方税務手続のデジタル化等が明記されている。

(2) 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2024

令和６年６月に閣議決定された骨太の方針2024においては、中長期の経済財政運営に当たり、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを推進するとされたほか、地方税体系の構築に向けては、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在是正に取り組むことが明記された。

なお、税源の偏在是正に関し、財政制度等審議会財政制度分科会においては、「東京都の豊かな財政力を背景にした手厚い行政サービスは、自治体間の行政サービス格差の拡大を招いており、更なる一極集中を是正するためにも、偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要」といった意見[25]があった。

(3) 令和７年度税制改正要望

令和７年度税制改正に向けて、令和６年８月末までに各府省庁から総務省に地方税についての改正要望が提出された。主な改正要望としては、住宅ローン減税に係る所要の措置、中小企業経営強化税制の拡充及び延長、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長、自動車関係諸税の課税の在り方の検討等であった。

４　情報通信

(1) ＮＴＴに対する規制等を含む情報通信政策の見直し

昭和 59 年の日本電信電話株式会社法[26]（ＮＴＴ法）及び電気通信事業法[27]の制定並びに翌年の日本電信電話公社の民営化による通信の自由化から約 40 年が経過した。その間、情報通信産業の構造や経済安全保障を取り巻く環境がめまぐるしく変化し、それに対応した累次の法改正が重ねられてきた。しかし、ＮＴＴ[28]を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、また、我が国の情報通信産業の国際競争力は低下しつつある。

そこで、政府は、ＮＴＴに課せられる責務等を始めとする我が国の情報通信政策の抜本的な見直しを進めており[29]、これを二段階に分けて行うこととしている。

第一段階として、令和６年の通常国会において改正ＮＴＴ法が成立した[30]。これは、ＮＴ

---

[25] 財政制度分科会（令和６年４月９日開催）議事要旨

[26] 昭和59年法律第85号。現在の題名は「日本電信電話株式会社等に関する法律」である。

[27] 昭和59年法律第86号

[28] 本項では、日本電信電話株式会社（ＮＴＴ持株会社）、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（ＮＴＴ東西）の３社を「ＮＴＴ」と表記する。なお、ＮＴＴドコモ等のＮＴＴグループに属する他社はＮＴＴ法の適用対象外となっている。

[29] 令和５年８月28日、松本総務大臣（当時）は、総務省の情報通信審議会に対し、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について諮問した。

[30] 令和６年法律第20号、同年４月25日施行

Ｔの時代に即した自由な経営を確保し、グローバルな競争環境等において効率的かつ機動的な対応を可能とするため、①研究の推進責務の撤廃、②研究成果の普及責務の撤廃[31]、③ＮＴＴの社名変更を可能とすること、④外国人役員規制の緩和[32]、⑤役員選解任の総務大臣認可の緩和、⑥剰余金処分の総務大臣認可の廃止を行うものである。

見直しの第二段階としては、上述の改正法の検討条項において、令和７年の通常国会を目途に、ＮＴＴに対する規制の見直しを含む「必要な措置を講ずるための法律案を国会に提出するものとする」と規定されている[33]。これを受けて政府は、主に、①電気通信役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保（ユニバーサルサービスの確保）、②電気通信事業の公正な競争の促進、③電気通信事業及びその関連事業の国際競争力の強化、④電気通信事業に係る安全保障の確保を図る観点から、ＮＴＴに係る制度の在り方について検討を行っている。

(2) デジタル空間における情報流通の健全性確保

ア　偽・誤情報等の流通と被害状況

ＳＮＳ等のプラットフォームサービスは、我々の日常に広くかつ深く浸透しつつある。

他方、令和６年能登半島地震に際して、ＳＮＳ上で偽・誤情報が流通及び拡散され、救命・救助活動等の妨げを招いた。また、ＳＮＳ等において著名な人物になりすまし、投資セミナーや投資ビジネスへの勧誘等を図る広告を端緒として金銭等をだまし取る詐欺（ＳＮＳ型投資詐欺）の被害が、令和５年下半期から急速に拡大している状況にある。

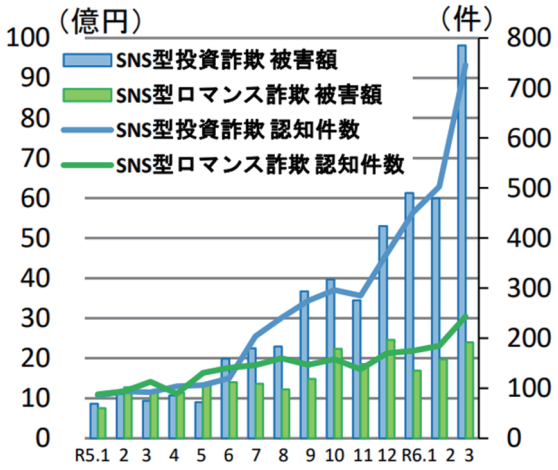

（出典）国民を詐欺から守るための総合対策（概要）

イ　改正プロバイダ責任制限法による偽・誤情報等の流通への対応可能性

令和６年５月 10 日、ＳＮＳ上の誹謗中傷等の違法・有害情報への対策を目的とした改正プロバイダ責任制限法が成立した[34]が、同法は偽・誤情報等への対策としても一定の効果が見込まれている[35]。

---

[31] 改正前のＮＴＴ法では、「電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。」とされていた。

[32] 本改正に伴い、禁止されていた日本国籍を有しない者によるNTTの取締役又は監査役への就任は、総数の３分の１未満まで可能となった。ただし、代表取締役については日本人でなければならない。

[33] 改正法附則第４条

[34] 令和６年通常国会における改正に伴い、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）（プロバイダ責任制限法）の題名は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改められることとなる。本改正法は、公布の日（令和６年５月17日）から１年以内の施行が予定されている。

[35] 総務省「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ　別紙１」（令和６年９月10日）

同法により、大規模プラットフォーム事業者に対して、大きく２つの義務が課せられた。

まず、権利侵害情報に係る削除対応の迅速化として、①削除申出窓口・手続の整備・公表、②削除申出への対応体制の整備、③削除申出に対する原則一定期間内の判断・通知が義務付けられた。流通・拡散している偽・誤情報等が名誉毀損やなりすまされた者の肖像権侵害等の権利侵害情報に該当する場合、これらの規定が大規模プラットフォーム事業者に適用される。

また、運用状況の透明化として、④削除基準の策定・公表、⑤削除した場合の発信者への通知、⑥運用状況の公表が義務付けられた。権利侵害情報に該当しない場合でも、社会的な影響が大きい偽・誤情報等についてはこれらの規定が大規模プラットフォーム事業者に適用される。

ウ　国民を詐欺から守るための総合対策

令和６年６月 18 日、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議は、オレオレ詐欺などの特殊詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺及びフィッシング等が一層複雑化、巧妙化する中、その被害から国民を守るための対策を推進するため、「国民を詐欺から守るための総合対策」を発表した。この中で、①ＳＮＳ事業者等による実効的な広告審査等の推進、②なりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進[36]、③情報流通プラットフォーム対処法の速やかな施行等を掲げている。

エ　総務省による検討と今後の方針

令和５年 11 月以降、インターネット上での偽・誤情報等の流通への対策について総務省の有識者会議[37]で議論され、令和６年９月 10 日にとりまとめが公表された。同とりまとめでは、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向け、普及啓発・リテラシー向上、人材の確保・育成、社会全体へのファクトチェックの普及、技術の研究開発・実証、国際連携・協力、マルチステークホルダーにおける連携・協力、そして、制度的な対応等を含む「総合的な対策」を提言している。総務省はこれを踏まえ、インターネット上の偽・誤情報等への対策を推進することとしている[38]。

５　放送

ＮＨＫラジオ国際放送の不適切発言

令和６年８月 19 日、ＮＨＫのラジオ国際放送等の中国語のニュース番組の中で、中国籍の外部スタッフが、沖縄県の尖閣諸島が中国の領土である等、ニュース原稿にはない、政府の公的見解等とは異なる不適切な発言を行う案件が発生した。ＮＨＫはこの案件につい

---

[36] 総務省は、令和６年６月21日、Meta社等の大規模なプラットフォーム事業者に対し、なりすまし型偽広告の流通防止の観点から広告出稿時の適正な事前審査を、抑制の観点から削除等の適正な対応の実施を要請した。

[37] デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会

[38] 令和７年度概算要求には、「インターネット上の偽・誤情報等への総合的対策の推進」として、20億円を計上している。

て「国際番組基準に抵触する極めて深刻な事態」であるとして謝罪及び訂正放送を行ったほか、関連団体を通じて当該外部スタッフに厳重に抗議するとともに、同月 21 日付で当該外部スタッフと関連団体の契約が解除されたことを公表した。また、再発防止策として、同月 29 日までに英語を除く全ての言語を事前収録とするほか、早期にＡＩ音声の導入を検討するとした[39]。

ＮＨＫは９月 10 日、調査報告書「ラジオ国際放送問題への対応について」を公表するとともに、稲葉会長等の役員報酬の自主返納や担当理事の辞任のほか、関係する職員の懲戒処分等について公表した。同報告書では、外部スタッフの契約関係や人物像、過去の職場での状況等のほか、問題の所存、再発防止・抜本的な改革等について言及している。

同月 11 日、総務省はＮＨＫに対し文書による行政指導を行った。この中で、ＮＨＫの番組基準に抵触する放送が行われたことについて、我が国に対する正しい認識を培うことによって国際親善の増進等を図る重要な役割を有する国際放送を担う公共放送としての使命に反するものであり、放送法第５条第１項の規定[40]に抵触するものと認められるとして、ＮＨＫに対し、今後、このようなことがないよう注意するとともに、再発防止策の徹底及びその遵守状況の公表を行うことを要請した。

同月 13 日、総務大臣は閣議後記者会見で、ＮＨＫに対し「国際放送を担う公共放送としての使命を深く認識して、放送法及び番組基準などの遵守はもとより、再発防止に取り組んでいただきたい」と述べた。

６　郵政事業

(1) 郵政民営化の見直し

事業体制の変更などの郵政民営化の見直しが行われた平成24年当時の「人手過剰とデフレ」という社会状況は一変し、昨今では、「人手不足と物価上昇」に見舞われ、日本郵政グループの事業環境が悪化している。さらに同グループの郵便事業については、平成13年から続く郵便物数の減少等による収支の悪化に対処するため、送達日数・配達頻度の緩和（３日以内、週６日配達→４日以内、週５日配達）等の措置が講じられ、また、郵便料金の値上げも令和６年10月から行われるが、令和７年度は黒字となるものの令和８年度以降は再び赤字転落が予想される[41]など、郵便事業の収支は引き続き厳しい見通しである。

このような状況に鑑み、自由民主党の議員連盟を中心に、同グループの経営を持続的なものとするため、郵政民営化を見直す改正案についての議論や調整が同党の内外で進められていると報道されている[42]。

---

[39] ＮＨＫ「ＮＨＫラジオ国際放送での中国籍外部スタッフによる発言の経緯と対応について」（令和６年８月28日）

[40] 放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならないとされている。

[41] 「情報通信審議会 郵政政策部会 郵便料金政策委員会（第１回）議事録」（令和６年７月３日）８頁

[42] 『朝日新聞』(2024.5.18) 等

(2) 郵便料金制度の見直し

郵便料金は、適正な原価を償い、かつ、適正な利潤の確保を前提としながらも、郵便の役務がユニバーサルサービスであることから、低廉な水準であることが求められてきたほか、郵便料金の一部は総務省令[43]によりその上限が定められている[44]。

こうした中、(1)で前述のとおり、令和６年10月の郵便料金の値上げ以後も、郵便事業の収支は引き続き厳しい見通しであることから、総務省は同年６月、「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について情報通信審議会に諮問した。諮問を受け同審議会は、郵政政策部会に「郵便料金政策委員会」を設置し、算定の在り方等の郵便料金に係る制度の見直しを検討している。

７　消防行政

令和６年能登半島地震の教訓を踏まえた消防防災力・地域防災力の強化

令和６年能登半島地震により、石川県輪島市において、約 240 棟が焼損、約 49,000 ㎡が焼失する大規模な市街地火災が発生した。本火災では、①半島という地理的制約や地震に伴う道路損壊による陸路での早期応援の困難性、②地震・津波発生時に住民・消防職団員が避難を要することによる火災発見・通報・初期消火の遅れ等の課題が明らかとなった。そこで、本火災を踏まえ、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化の在り方について検討するため、消防庁・国土交通省による「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」が開催され、令和６年７月、報告書が取りまとめられた。同報告書では、今後の対応策として、①地元消防本部等の体制強化（火災の早期覚知等のためのドローン等の整備促進、消火活動の省力化・無人化の促進等）、②応援部隊の体制強化（悪条件下での進出・活動を可能にするための車両の小型化・資機材の軽量化等）、③地震火災対策の推進などが提言された。

これを受け、令和７年度消防庁予算概算要求では、緊急消防援助隊について、小型・軽量化された車両・資機材や無人走行放水ロボット等の整備が新規で事項要求されるなど、関係経費が計上された。

内容についての問合せ先
総務調査室　相原首席調査員（内線 68420）

[43] 郵便法施行規則（平成15年総務省令第５号）第23条

[44] 郵便法第67条第２項第３号。なお、郵便法施行規則第23条の改正により本年10月から上限の額は84円から110円となる。郵便料金の変更は、原則、総務大臣への事前届出（郵便法第67条第１項）。